

平成29年9月

組 合 員 各 位

えちご上越農業協同組合
農業経営サポートセンター

伐木等（チェーンソー・大径木）特別教育 資格取得講習会の開催について

日頃、JA事業並びに活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業関係では、農道や施設の整備、果樹や雑木の処理等によりチェーンソーを所有し使用する機会があります。チェーンソーは、最も危険な機械であるため、特別教育を受講した、資格を持った者にのみ使用許可が認められておりますが、資格がないまま使用されている方が多くおられます。

労働基準監督署からは、「農業者のチェーンソーの使用について、特別教育を受け資格を持って使用するよう」と指導を受けていることもあり、下記の内容で資格取得講習会を開催いたします。

この講習会では、受講者に労働安全衛生法に基づく「特別教育修了証」が交付されます。

- 1 主 催 えちご上越農業協同組合
- 2 講 師 コマツ教習所（株）栗津センタ（労働局長登録教習機関）
- 3 期 日

期 日	11月8日 (水)	11月9日 (木)	11月10日 (金)	11月11日 (土)	11月12日 (日)
講習内容	① 学科	② 学科 実技	② 学科 実技	① 学科	② 学科 実技

- * 受講申込書の受講日欄に希望日の1日目、2日目をご記入ください
- * 1日目に8日を希望する場合、2日目は9日か10日のどちらかをお選びください
- * 実技は1日最大20名となっており、20名を超えた場合は調整しなければならないため、受講日の変更をお願いする場合がございます
- * 受講日決定後、受講日と会場の地図をご案内いたします

受 付 8時40分～8時50分

講習時間 8時50分～19時00分（1日目、2日目とも）

8時間×2日の合計16時間、実技は2日目の午後から開始

- 4 会 場 学 科 板倉農村環境改善センター
(受 付) 上越市板倉区針986 0255-78-2325
実 技 (農) 箕冠ファーム格納庫 2日目の午後から
(板倉カントリーエレベーター前)

- 5 講習内容 チェンソーの安全使用・振動障害・関係法令等に係わる学科
チェンソーの点検・整備、安全使用の実技指導
- 6 受講料 1人 16,000円 (テキスト代含む)
- 7 受講申込 下記の提出書類①～③のすべてがそろいましたら、JA支店、営農センター、農業経営サポートセンターのいずれかへ提出し、お申し込みください。
申込締切： 10月27日(金)

提出書類

- ① 別紙「受講申込書(出張講習用)」
※領収書の宛名に法人・会社名を希望される方は欄外にその旨をご記載ください
※緊急連絡のため携帯電話番号をご記載ください
- ② 運転免許証のコピー、または住民票の原本
※免許証の裏面に、住所、氏名等の変更が記載されている方は、必ず裏面のコピーもご提出ください
- ③ 顔写真
※6ヶ月以内撮影のもので、30mm×24mm(免許証の写真と同じサイズ)、正面、無帽、背景無地のものをご提出ください
※修了証の作成に用いますので、免許証のコピーとは別に顔写真をご用意ください
※写真の裏に名前をご記入ください
- 8 当日の携帯品、その他
- ① 筆記用具(簡単なテストがあります)
- ② 昼食(外食可)、飲み物
- ③ 受講料 16,000円(1日目の受付時にお支払いください)
- ④ 2日目は作業できる服装および作業靴で、ヘルメット、防振手袋、防護メガネ等があればお持ちください
- ⑤ 2日目はチェンソー、工具、ヤスリ等をお持ちください
※チェンソーがご用意できない場合はご連絡ください
- ⑥ コマツ教習所(株)栗津センタで交付された特別教育の修了証(小型車両系建設機械、クレーン運転等)であれば統合することができますのでお持ちください
※刈払機取扱い作業者は安全衛生教育であるため統合できません

連絡先

JAえちご上越 農業経営サポートセンター

住 所 〒943-0817 上越市藤巻5-30

電話番号 025-527-2035 FAX番号 025-527-2019

担当携帯 堀川 080-1103-1106

受講申込書（出張講習用）

＜太枠内のみ黒ボールペンで記入 注：修正液等での訂正は不可＞

		開講番号			
		インターネット予約番号 <small>＜インターネット予約の方は記入＞</small>		受講番号	
講習種類			*助成金制度 <small>（○で囲む→）</small>	利用	受講日
					開始日 平成 年 月 日 修了日 平成 年 月 日
受講者	フリガナ			性別・年齢	男・女 満年齢 歳
	氏名			生年月日	昭・平 年 月 日
	住所	〒 -		連絡先者	電話 - - FAX - - 携帯電話 - -
勤務先	フリガナ			連絡先者	電話 - - FAX - -
	会社名			受講票送り先	会社 ・ 個人
	所在地	〒 -			
業種コード <small>（右記一覧）</small>	01農業、02採石・建材、03建築、04土木、05造園・園芸、06電気、07塗装、08機械、09食品、10繊維、11化学、12窯業、13鉄鋼、14金属、15電力、16ガス、17産廃・解体、18企業組合、19商業、20レンタル、21運輸・倉庫、22印刷、23通信、24サービス、25人材派遣、26公務員、27自衛隊、28学校、29その他、30コマツ関係各社				

下記の本人確認書類等はお申込時に必要です。 — この位置に貼付できないものは添えてください —

貼付位置	本人確認書類 下記●の中からいずれか1つを貼付
	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証（有効期限内） ●住民票等（6ヶ月以内でマイナンバー記載のないもの） ●在留カード（有効期限内）

講習種類	①小型車両系建設機械（整地等3t未満）の運転の業務 ②フォークリフト（1t未満）の運転の業務 ③伐木等の業務（大径木・チェーンソー） ④刈払機取扱い作業者
------	--

裏面の受講申込規約に同意の上、上記の通り受講申込み致します。 記載事項に虚偽等がある場合、受講後と言えども法律に基づく処罰があったり、修了証が無効となったりしても、異議申し立ては致しません。 平成 年 月 日 コマツ教習所株式会社 粟津センタ 所長殿	受講料等（円）	コース 項目	金額	領収証宛名
		受講料（税込）		会社
		弁入代（税込）		会社一括
		合計		個人

＜お客様各位＞ 当社は、個人情報をお以下の目的で利用させていただきます。
 ①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付。
 ②受講料等入金確認後、講習案内の送付、アンケートの実施
 ③お客様ご本人からの資料確認、お問合せに答えるため。
 ※ご同意頂けない場合は受付当日窓口にお申し出ください。

修了証統合有	回収済
--------	-----

＜その他領収証宛名＞

コマツ教習所株式会社 粟津センタ 石川県小松市月津町ヲ 72-2 Tel：0761-44-3930 Fax：0761-44-3938	当社処理欄	開講時	申込時		受付担当
		実施管理者	資格確認	資格確認	

受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくことになります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

第1条(受講料の支払い) 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

第2条(役務の提供) 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

第3条(写真撮影) 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

第4条(安全等) 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りは、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、けつして乱暴な運転・操作はしないでください。

第5条(態度) 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

第6条(体調管理) 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

第7条(服装) 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

第8条(未修了及び失格) 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認めた行為

第9条(講習の中断及び中止) 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求めることはできません。

第10条(損害賠償) 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。